

「（旧）特殊教育研究所における
インクルーシブ教育研究」

人間社会学部助教 二見 妙子

本報告にて使用する「インクルーシブ」概念について

本報告では「インクルーシブ」は社会統合の方向性を示す取り組みや状況を指す言葉として使用する。

障害児を分離する教育の要因とされてきたこと ：堀正嗣(1997)

- ① **盲聾啞児の場合** ⇒ 「教育方法上の困難性」 (ibid;272)
- ② **肢体不自由児の場合** ⇒ 「特別な教育方法の課題ではなく『障壁』である」
- ③ **重度病弱児の場合** ⇒ 「必要な医療や介助にアクセスできないこと」 (ibid;272)
- ④ **施設における重度知的障害児の教育**(堀;ibid;278) ⇒ 「教育の原理目的が健常児の目的と異なるものとして存在」
- ⑤ **特別学級（知的障害等）の構造的な機能**(堀;ibid:280) ⇒ 「普通学級にとって『不都合』な学業不振児をその理由のいかんを問わず排除」「浄化の機能」 (ibid;283)。「そこに編入される子どもたちは差別を受け『自暴自棄』に陥る」。

障害児の教育を分離する価値基盤

⇒ 「社会防衛的障害者観の変形としての社会効用的障害者観」 (堀;1997;52)。

インクルーシブ教育の現状

(お読みください)

- ・ **国連：障害者の権利に関する条約（2006年採択）（日本は2007年署名、2014年批准書寄託）**

- ・ **日本における障害児教育制度の変化**

- ① **障害者基本法の一部改正（2011年）**

- 16条「**可能な限り**障害者である児童及び生徒が、障害者でない児童及び生徒と**共に教育を受けられる**よう配慮しつつ、**教育の内容及び方法の改善及び充実を図る**など、必要な施策を講じなければならない」

- ② **文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会報告(2012年)**

- 「**共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進**」にて

- 「就学基準に該当する障害のある子どもは、**特別支援学校に原則就学するという従来の仕組みをあらため**、障害の状態、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学的見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえた総合的観点から、就学先を決定する仕組みとすること」を提言

インクルーシブ教育の現状

③学校教育法施行令の一部改正（2013年）

これまでは、学校教育法施行令22 - 3に規定される子どもたちは、地域の学校への就学が認められていなかった。

→改正

市町村教育委員会の総合的な判断によって、「特別支援学校就学認定者」とされたもののみが、特別支援学校へ就学することとされた。

また、**保護者の希望**について特記。

「可能な限りその意向を尊重しなければならない」。

インクルーシブ教育の現状

④ 現状と課題

- ・ 就学先決定に関する**市町村教育委員会の「最終決定権」**の明記
- ・ 就学先決定に関する「合意形成」の場に存在する専門家組織と当事者間の力関係の差
⇒ **専門家の声が優先されることも懸念**される。
- ・ 特別支援学校（学級）数及びその在籍者数の増加
(2022：国連権利委員会から批判)

本研究の問題意識

- 私は、これまで**教育運動史**としてインクルーシブ教育推進の取り組みを調査。
 - ・ **国内**（熊本2012など・豊中2017など・田川2019）。
 - ・ フルインクルーシブ教育の国とされる**イタリア**の教員運動史調査を継続中。



ボローニャにあるインクルーシブ教育研究所「AEMOCON」研究資料に日本の旧特殊教育研究所研究者落合俊郎氏の記名。

本研究の問題意識

- 国の障害児教育政策の中心に位置付く（旧）特殊教育研究所においても、国内外の影響を受けインクルーシブ教育の推進は重要視されていたはずである。
- しかし、制度的な立ち位置の難しさは研究を多側面から疎外したのではないだろうか。

研究の視点と仮説

- ①旧特殊教育研究所のインクルーシブ教育研究の変遷を捉える。
- ②**そこで議論された条件整備（現在の合理的配慮）に関する議論の両義性を明らかにする。**

研究仮説：旧特殊教育研究所の研究を遡ることは、今日の日本のインクルーシブ教育の膠着状況の要因を捉えることにつながるのではないか。

本研究の立脚点「障害学研究」

(お読みください)

イギリス、アメリカ、日本など各国の障害学研究の土台となる普遍的枠組み。

「障害の本質を機能損傷のある人に対する社会的抑圧と認識、そこからの解放を目指す」（堀2012:7）。

イギリス障害学＝資本主義という社会構造がimpairmentのある人々の「障害disability＝無力さ」を生み出すと捉え「社会構造の変化を志向する」（ibid：261）。

アメリカ障害学＝「障害disability＝否定的社会現象」であり「相互作用における観念的变化、民主主義の徹底、公民権の獲得を志向する」（ibid：261）。

本研究の立脚点 「共生の障害学」 (お読みください)

堀（2012）『共生の障害学』研究の提起

「これまでの日本の障害学は、どちらかというと、**自立や機会均等、バリアフリーが重視され、正面から共生というテーマにアプローチすることが弱かった**。今日、人と人との関係が切り裂かれて『孤立と闘争』が鮮烈化していく社会の中では、それだけでは、障害者の解放・人間の解放の原理たり得ない。むしろ『共生』に目を向けることこそが、根源的今日的な障害学の課題である」（堀:2012;6）。

「**共生**」とは、
「**差別的関係を告発し、突き崩すことで、初めて実現できる障害者と健全者の相互理解による、めざすべき人と人との関係のあり方、社会のあり方を指し示す概念**」（堀;2012:254）。

「共生の障害学」とイギリス障害学の共通性

(お読みください)

イギリス障害学の障害を社会的障壁としてとらえる理論は、産業資本主義下での社会的生産関係が、健常者の障害者への社会的排除の根幹にあるという理解に基づいている。これは、**マルクス主義的唯物論的な世界観に基づく**。

マルクス主義は、人間を本源的に共同存在としてとらえ、資本主義的な生産関係が、共同性の疎外や物象化をもたらすと認識し、そのような共同性の疎外や物象化からの解放として、コミュニズムを構想するのである。

これは「**共生の障害学**」の**基礎**になる認識である（堀;ibid;265）。

(図1-1) 「制度化された差別を構成する3つの障壁 (SEAWALL) 」

態度の障壁 A	認知的偏見;障害者の(無)能力、情緒的 反応やニーズに関する 憶測	感情的偏見; 恐怖	行為的偏見; 個人の行動・習慣	「普通」と「自立」のイデオロギーにより壁は、 固められている。
環境の障壁 E	差別的言語	制度化された政策・組織・規則	専門職の実践、アセスメントと ケアマネジメント	
構造の障壁 S	階層的権力関係・構造、障害者の ディスエンパワメント	人権・社会権・福祉権の否定	構造的不平等・貧困	

(John Swain, Maureen Gillman and Sally French 1998:6)

調査方法

< 資料収集 >

旧特殊教育研究所の研究実践に関する資料の収集

- ① 落合俊郎氏より借用：雑誌 4 冊 ビデオ1本
- ② **国立特別支援教育総合研究所地下図書室資料閲覧と紀要複写
(附属研究所予算から)**

< 分析方法 >

調査資料から得られたトピックをSEAWALLで分析

旧特殊教育研究所研究動向区分

第1期「1978年まで」

(1979養護学校義務化前の統合教育実践)：今回の発表

第2期「1980年代」 (個別インペアメントの研究)

第3期「1990年代」 (ユネスコサラマンカ声明と国際共同研究)

第4期「2000年代」 (条約批准と研究所の役割に関する研究)

障害児教育をめぐる1970年代の国内動向 1

全国的なインクルーシブ教育運動の高まり

- 日本教職員組合：養護学校の義務化をめぐる議論が拮抗。
- 大阪府豊中市教職員組合：障害児教育委員会設置。
- 豊中市同和教育基本方針策定：「障害児教育」の項の位置づけ。
- 豊中市就学猶予免除解消のため：「ひろがり学級」設置の運動。
- **教組「条件が整わないなら整わない中で、すべての子どもたちを校区の学校で受け入れる」と組織的決定。**
- 豊中市：障害児の優先入園(所) 運動
- 豊中市障害児保育基本方針策定：障害児の優先入所を制度化。

障害児教育をめぐる1970年代の国内動向 2

- 豊中市「校区の学校へ子どもを帰す」運動（1974年～）
- 北丘小学校の実践（1972年～1979年）
- 大阪・15単組連絡会の「原学級保障運動」（1977年）
 - ・すべての子どもの教育権保障は、まずすべての「障害児」の教育保障から。
 - ・地域「校区」で「障害児」を受け入れ、「可能な限り」原学級で教育を保障すべき。
 - ・24時間の地域生活、地域集団を保障されなければならない。
 - ・現状としては、それぞれの「障害児」の実態に即した形での共同教育がなされており、その意味において「可能な限り」と言わざるを得ない。しかし、このことをもって「不可能」を先行させるのではなく、集団主義的に検討し、子どもの実態に即して考え、なお立ちはだかる問題については、我々として、積極的に運動化しなければならないだろう。

第1期「1978年まで」

(1979年養護学校義務化以前) の
特殊教育研究所における統合教育研究)

NHK編ビデオ『ともだち100人できるかな』 (1976年11月6日放送)

- ・ 1975年：全盲の子ども初めて普通学級へ入学。全国で5人初めて。

浅井一美さん。母) 近所に友だちを。

母) 入園を断られ家から20キロ離れた幼稚園へ。

受け入れた幼稚園) 初めての経験。取り立てた配慮や施設はない。

周りの子) 次第に一美ちゃんの目のことを気にかけなくなる

(マラソンの行く先で拍手で方向を伝えるなど)

母) 普通の小学校への入学を考える。

NHK編ビデオ『ともだち100人できるかな』
(1976年11月6日放送)

< 普通小学校入学を希望 >

入学の半年前、**教育委員会へ入学希望を伝える。**
(盲学校へは片道2時間。近くの学校へ。友だちが欲しい)

入学通知なかなか来ない。
教委) 経験無く不安 (危険が予想される。行事参加をどうするか) 。

母) 親の会の指導を受け、触れる教科書準備・作成。
(点字・マッチ棒・砂など使用)

普通の子どもとして + 盲児としての訓練。

NHK編ビデオ『ともだち100人できるかな』
(1976年11月6日放送)

・2月浦和市教育委員会回答 「テストケースとして普通学級へ」

(教科書の準備がある。家庭の支援がある。学校生活は本人に意義がある)

親子：日に二度も三度も入学前の小学校へ。教室の模型を作成。
何がどこにあるか。かずみちゃん。草花が大好き。

入学当初周りの子は好奇の目（からかい。ケンカ。泣くことも）。

担任：盲児にも普通教育を受け育つ権利がある

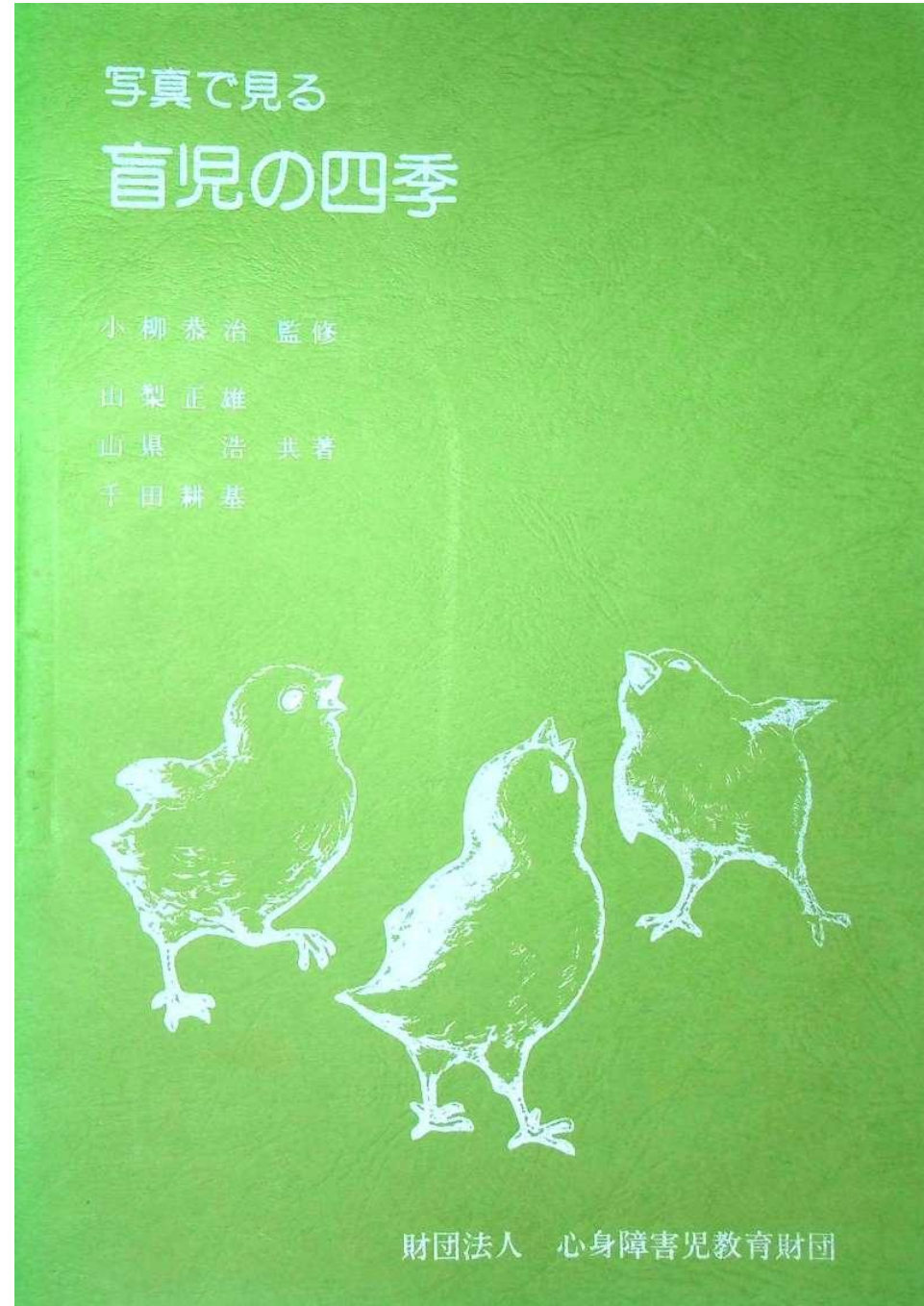
(教材の工夫。加配無し。丁寧な教育をすることが他児への教育の保障にも)

1978年出版 (養護学校義務化前年)

『写真で見る盲児の四季』

発行者 財団法人心身障害児教育財団
(国立特殊教育研究所内)

監修 小柳恭治
助成 昭和50年度三菱財団社会福祉研究助成金



「本書の刊行に寄せて」 (p3)

所長辻村泰男の主張

- 「盲児を普通の学校の普通の学級の中で教育するということは、法制の上でも、慣行の上でも**これまでほとんど例のなかった**ことでありー」
- 「盲児の一般学級への統合などという、とにかく**誤解を招き易く**、盲学校解体論を抱懐する者でもあるかのように見られがちであるが、決してそうではない」
- 「**盲学校が果たす役割はますます重要**なものになると考えている」

「本書の刊行に寄せて」 (p3)
所長辻村泰男の主張

盲児の統合教育実施に必要なもの

- ① 専門教師による巡回相談。
- ② 点字教育・触察・歩行訓練が重要。
- ③ 教材教具に対する専門的配慮。
- ④ 正確な診断と判別。
- ⑤ 一般学級の教師の研修。

盲学校が専門家のステーションとしてこれらを展開する。

「本書の刊行に寄せて」 (p3)

所長辻村泰男の主張

- 「統合教育は国際的な話題の一つであり研究もこれを避けて通れない。われわれも、いったいどんな種類のどの程度の障害児ならどのような諸条件を整えれば統合教育が可能になるのかということを確認めようとして、さしあたり盲児の統合問題を取り上げた」
- 「統合教育はいかなる諸条件において可能か、という点が大切である。」
「その諸条件に言及しないでイエスかノーかという結果だけを唱える議論は科学的とは言えない」

二つの「条件を整える」を比較する

大阪府豊中市における 「原学級保障運動」 (1970年代～現在)

「条件が整わないなら整わない中で、我々はすべての障害児を校区の学校の普通学級で受け入れる」

(就学猶予免除児の保護者と共に行政交渉した教職員組織の集団的決定) (二見2017)

原則統合：無条件での受け入れを前提としたインクルーシブ教育

特殊教育研究所 辻村泰男の統合教育に関する議論 (1978年)

「われわれも、いったいどんな種類のどの程度の障害児ならどのような諸条件を整えれば統合教育が可能になるのかということを確認しよう」

「統合教育はいかなる諸条件において可能か、という点が大切である。」

条件付きインクルーシブ教育＝統合教育

辻村の統合教育論に対する堀正嗣（1997;43）の指摘

- 英米の統合教育論の影響が強い。
- 通常学級の教育を「個性に応じきれない」「個性に応じることが怠っている」と批判し、通常の教育を個人差に応じたものに変えていくことを通じて障害児の統合を推し進めようとした。
- しかし、原則統合の教育を求めているものではない。

考察：1970年代の研究の特徴を基に

- ① 全国で初めての盲児の統合教育を研究の側面から支えた。
- ② 盲児の教育方法やその技術の向上を図った。
- ③ 養護学校義務化を前にした「誤解」もあった。
- ④ 個性を大切にした教育の展開を主張。
- ⑤ **原則統合ではなく「条件付き統合」を主張。**



現在の日本の障害児教育体制はこの考え方を踏襲している。
今後特殊教育研究所のその後の研究動向から変化の契機を捉えたい。

主たる参考文献

- 『インクルーシブ教育の源流1970年代の豊中氏における原学級保障運動』（二見2017現代書館）。
- 『写真で見る盲児の四季』（小柳恭治1978財団法人心身障害児教育財団 国立特殊教育研究所内 三菱財団社会福祉研究助成金）。
- 『どもだち100人できるかな』（NHK1976年11月6日放送録画ビデオ）
- 『障害児教育のパラダイム転換』（堀正嗣1997明石書店）。